

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

目次

担当課（室）

【条 例】

- 岡山県税条例等の一部を改正する条例
- 地方活力向上地域における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 岡山県議会の議員及び岡山県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例
- 岡山県民生委員の定数に関する条例の一部を改正する条例
- 医療法に基づく病院及び診療所の人員及び施設等の基準を定める条例の一部を改正する条例
- 旅館業法施行条例の一部を改正する条例
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例
- 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例

税務課

市町村課

保健福祉課

医療推進課

生活衛生課

子ども未来課

〃

- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例
- 岡山県公営企業条例の一部を改正する条例

企業局

総務学事課

【解 説】

- 公布した条例の解説

〃

岡山県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年六月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第四十四号

岡山県税条例等の一部を改正する条例

(岡山県税条例の一部改正)

第一条 岡山県税条例(昭和二十九年岡山県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第三十九条中「百分の三・二」を「百分の一」に改める。

第四十二条の二中「第六十六条の四第十七項第一号」を「第六十六条の四第二十一項第一号」に、「第六十六条の四の三第十一項及び第六十七条の十八第十項」を「第六十六条の四の三第十四項及び第六十七条の十八第十三項」に改める。

第四十二条の二の二中「第六十八条の八十八第十八項第一号」を「第六十八条の八十八第二十二項第一号」に、「第六十八条の百七の二第十項」を「第六十八条の百七の二第十三項」に改める。

第四十九条の三中「第六十六条の四第十七項第一号」を「第六十六条の四第二十一項第一号」に、「第六十六条の四の三第十一項及び第六十七条の十八第十項」を「第六十六条の四の三第十四項及び第六十七条の十八第十三項」に改める。

第四十九条の四中「第六十八条の八十八第十八項第一号」を「第六十八条の八十八第二十二項第一号」に、「第六十八条の百七の二第十項」を「第六十八条の百七の二第十三項」に改める。

第五十七条中「同条第十二項第一号」を「同条第十六項第一号」に改める。

第五十七条の二第二項第一号中「、住所及び個人番号」を「及び住所」に改める。

第四百四条の十八第一号を次のように改める。

一 氏名及び住所(法人にあつては、名称、所在地及び法人番号)
第四百四条の二十五第二項第一号を次のように改める。

一 氏名及び住所(法人にあつては、名称、所在地及び法人番号)
第四百九条の二第二項第一号を次のように改める。

一 氏名及び住所(法人にあつては、名称、所在地及び法人番号)
附則第六条の三第一項中「第一号に」を「同号に」に改め、同項第二号ハ中「第十条の五の四」を「第十条の五の三」に改める。

附則第十一条第一項中「第四項第三号」を「第四項において読み替えて準用する附則第十条第三項」に改め、同条第四項後段を次のように改める。

この場合において、同条第三項中「附則第十条第一項」とあるのは「附則第十一条第一項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「租税特別措置法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得」とあるのは「租税特別措置法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得」と、「課税長期譲渡所得金額」とあるのは「課税短期譲渡所得金額」と読み替えるものとする。

附則第十一条の二の四第二項中「第三十七条の十二の二第二項各号」を「第三十七条の十二の二第二項第一号から第十号まで」に改める。

附則第十四条第一項中「百分の四」を「百分の一・八」に改める。

附則第二十六条を削る。

(岡山県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 岡山県税条例の一部を改正する条例(平成二十七年岡山県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

第二条のうち岡山県税条例第五十七条の改正規定中「規定に基づき」の下に「国税庁長官に対し当該租税条約に規定する申立て(租税特別措置法第四十一条の十九の五第一項の規定の適用がある場合の申立てに限る。)をした場合(事業を行う個人が租税条約の規定に基づき)を加え、「租税特別措置法」を「同法」に、「場合には」を「場合を含む。」には、「に掲げる」を「(同法第四十一条の十九の五第十項において準用する場合を含む。）」に掲げる」に改める。

(岡山県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第三条 岡山県税条例等の一部を改正する条例(平成二十八年岡山県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

附則第一項第二号中「附則第七項及び第九項」を「附則第十二項及び第十四項」に改め、同項に次の二号を加える。

三 附則第七項から第十項までの規定 平成二十九年四月一日

四 附則第十一項の規定 平成三十年四月一日

附則第三項中「とする」の下に「。以下同じ」を加える。

附則中第十一項を第十六項とし、第七項から第十項までを五項ずつ繰り下げ、第六項の次に次の五項を加える。

7 新条例第四十三条第一項第一号イに掲げる法人(三以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人を除く。次項において同じ。)で、平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に開始する事業年度の新条例第四十四条第一号イに規定する付加価値額(当該事業年度が一年に満たない場合には、当該事業年度の付加価値額に十二を乗じて得た額を当該事業年度の月数で除して計算した金額。次項から附則第十項までにおいて「平成二十九年年度分調整後付加価値額」という。)が三十億円以下であるものについては、当該事業年度に係る新条例第四十七条第一項第一号に規定する合計額(次項において「平成二十九年年度分基準法人事業税額」という。)が次に掲げる金額の合計額を超える場合には、その超える額の二分の一に相当する金額(当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額)は、当該事業年度に係る付加価値額、資本金等の額又は所得について新条例第四十九条第一項(第二号を除く。)の規定により申告納付すべき事業税額(次項から附則第十項までにおいて「平成二十九年年度分法人事業税額」という。)から控除する。

- 一 当該事業年度の新条例第四十四条第一号イに規定する付加価値額に、百分の〇・七二を乗じて得た金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）
- 二 当該事業年度の新条例第四十四条第一号ロに規定する資本金等の額に、百分の〇・三を乗じて得た金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）
- 三 当該事業年度の新条例第四十四条第一号ハに規定する所得を新条例第四十七条第一項第一号ハの表の上欄に掲げる金額の区分によって区分した金額（以下この号において「平成二十九年分課税標準所得」という。）に平成二十八年三月三十一日現在における当該区分に応ずる第一条の規定による改正前の岡山県税条例附則第二十六条の規定により読み替えられた同条例第四十七条第一項第一号ハの表の下欄に掲げる率を乗じて得た金額を合計した金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該全額を切り捨てた金額）と、平成二十九年分課税標準所得に当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる率を乗じて得た金額を合計した金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）に百分の九十三・五を乗じて得た金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）との合計額
- 八 新条例第四十三条第一項第一号イに掲げる法人で、平成二十九年分調整後付加価値額が三十億円を超え四十億円未満であるものについては、平成二十九年分基準法人事業税額が前項各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、その超える額に四十億円から平成二十九年分調整後付加価値額を控除した額を乗じてこれを二十億円で除して得た額に相当する金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、平成二十九年分法人事業税額から控除する。
- 九 新条例第四十三条第一項第一号イに掲げる法人（三以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人に限る。次項において同じ。）で、平成二十九年分調整後付加価値額が三十億円以下であるものについては、平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に開始する事業年度に係る新条例第四十七条第三項第一号に規定する合計額（次項において「平成二十九年分基準法人事業税額」という。）が次に掲げる金額の合計額を超える場合には、その超える額の二分の一に相当する金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、平成二十九年分法人事業税額から控除する。
 - 一 附則第七項第一号及び第二号に掲げる金額
 - 二 当該事業年度の新条例第四十四条第一号ハに規定する所得（以下この号において「平成二十九年分課税標準所得」という。）に、百分の三・一を乗じて得た金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額

を切り捨てた金額)と、平成二十九年分課税標準所得に百分の三・一を乗じて得た金額(当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額)に百分の九十三・五を乗じて得た金額(当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額)との合計額

10 新条例第四十三条第一項第一号イに掲げる法人で、平成二十九年分調整後付加価値額が三十億円を超え四十億円未満であるものについては、平成二十九年分基準法人事業税額が前項各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、その超える額に四十億円から平成二十九年分調整後付加価値額を控除した額を乗じてこれを二十億円で除して得た額に相当する金額(当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額)は、平成二十九年分法人事業税額から控除する。

11 附則第七項から前項までの規定は、新条例第四十三条第一項第一号イに掲げる法人に対する平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に開始する事業年度分の事業税について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第七項	附則第八項	附則第七項第三号	附則第九項	附則第九項第二号
平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで	平成二十九年分調整後付加価値額	平成二十九年分課税標準所得	平成二十九年分法人事業税額	平成二十九年分課税標準所得
平成二十九年分調整後付加価値額	平成二十九年分基準法人事業税額	平成二十九年分調整後付加価値額	平成二十九年分基準法人事業税額	平成二十九年分調整後付加価値額
二分の一	二十億円	二分の一	二分の一	二分の一
平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで	平成三十年分調整後付加価値額	平成三十年分課税標準所得	平成三十年分法人事業税額	平成三十年分課税標準所得
平成三十年分調整後付加価値額	平成三十年分基準法人事業税額	平成三十年分調整後付加価値額	平成三十年分基準法人事業税額	平成三十年分調整後付加価値額
四分の一	四十億円	四分の一	四分の一	四分の一

前項		平成二十九年分調整後付加価値額	平成三十年分調整後付加価値額
平成二十九年分基準法人事業税額		二十億円	平成三十年分基準法人事業税額
平成二十九年分法人事業税額		四十億円	平成三十年分法人事業税額

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中岡山県税条例第五十七条の二第二項第一号、第百四条の十八第一号、第百四条の二十五第二項第一号及び第百十九条の二第二項第一号の改正規定並びに同条例附則第十一条の改正規定並びに第二条及び第三条の規定 公布の日

二 第一条中岡山県税条例附則第十一条の二の四第二項の改正規定 平成二十九年一月一日

三 第一条中岡山県税条例附則第六条の三第一項の改正規定 平成三十年一月一日

四 第一条中岡山県税条例第五十七条の改正規定 平成三十一年一月一日

(法人の県民税に関する経過措置)

2 第一条の規定による改正後の岡山県税条例第三十九条及び附則第十四条第一項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

(法人の事業税に関する経過措置)

3 施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税についての第一条の規定による改正前の岡山県税条例附則第二十六条の規定の適用については、なお従前の例による。

地方活力向上地域における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年六月二十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県条例第四十五号

地方活力向上地域における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例

地方活力向上地域における県税の特例に関する条例（平成二十七年岡山県条例第六十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第五条第四項第四号」を「第五条第四項第五号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岡山県議会の議員及び岡山県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年六月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第四十六号

岡山県議会の議員及び岡山県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

岡山県議会の議員及び岡山県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例（平成六年岡山県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「前条の」の下に「規定による」を加え、同項第二号イ中「一万五千三百円」を「一万五千八百円」に改め、同号ロ中「前条の」を「前条の規定による」に、「七千三百五十円」を「七千五百六十円」に改める。

第七条中「前条の」の下に「規定による」を加え、同条第一号中「七円三十銭」を「七円五十一銭」に改め、同条第二号中「三十六万五千円と四円八十八銭」を「三十七万五千五百円と五円二銭」に改める。

第十条中「前条の」の下に「規定による」を加え、同条第一号中「五百十円四十八銭」を「五百二十五円六銭」に、「三十万八千七百七十五円」を「三十一万五百円」に改め、同条第二号中「二十六円七十三銭」を「二十七円五十銭」に、「五十五万七千七百十五円」を「五十七万三千三十円」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の岡山県議会の議員及び岡山県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の規定は、同日以後にその期日を告示される選挙について適用する。

岡山県民生委員の定数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年六月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第四十七号

岡山県民生委員の定数に関する条例の一部を改正する条例

岡山県民生委員の定数に関する条例（平成二十六年岡山県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「一六一人」を「一六二人」に改め、同条第十七号中「四八人」を「四七人」に改め、同条第十九号中「六七人」を「六六人」に改め、同条第二十四号中「七三人」を「七〇人」に改める。

附則

この条例は、平成二十八年十二月一日から施行する。

医療法に基づく病院及び診療所の人員及び施設等の基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年六月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第四十八号

医療法に基づく病院及び診療所の人員及び施設等の基準を定める条例の一部を改正する条例
医療法に基づく病院及び診療所の人員及び施設等の基準を定める条例（平成二十四年岡山県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「独立行政法人労働者健康福祉機構」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

旅館業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年六月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第四十九号

旅館業法施行条例の一部を改正する条例

旅館業法施行条例（昭和四十五年岡山県条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年六月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第五十号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成十八年岡山県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の見出し及び五項を加える。

(職員の配置に係る特例)

2 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、第三条第一項本文の規定により認定こども園に置かなければならない職員の数が一人となる場合には、当分の間、第四条第一項、第二項及び第四項の規定にかかわらず、第三条第一項の規定により認定こども園に置かなければならない職員のうち一人は、知事が幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者とすることができる。

3 第四条第一項及び第四項本文の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、幼稚園の教員の免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状(教育職員免許法第四条第二項に規定する普通免許状をいう。以下同じ。)を有する者(現に当該施設において主幹養護教諭又は養護教諭として従事している者を除く。以下同じ。)をもって代えることができる。

4 第四条第二項の規定により置かなければならない幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格を有する者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者をもって代えることができる。この場合において、当該者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

5 一日につき八時間を超えて開所する認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における第四条第一項、第二項及び第四項の規定により置かなければならない幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格を有する者については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲内で、知事が幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

6 次の表の上欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の下欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の下欄に掲げる者の総数は、第三条第一項の規定により認定こども園に置かなければならない職員の数の三分の一を超えてはならない。

附則第三項	第四条第一項及び第四項本文の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者	幼稚園の教員の免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者
附則第四項	第四条第二項の規定により置かなければならない幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格を有する者	小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者
附則第五項	第四条第一項、第二項及び第四項の規定	知事が幼稚園の教員の免許状又は保育

定により置かなければならない幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格を有する者	士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者
---------------------------------------	------------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年六月二十八日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県条例第五十一号

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例
児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例（平成二十四年岡山県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第四十四条第八号口の表二階の項及び三階の項中「同条第三項第二号、第三号及び第九号」を「同条第三項第三号、第四号及び第十号」に改め、同表四階以上の項中「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第三項第一号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。）を有する付室」を「付室（階段室が同条第三項第二号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）」に、「同項第二号、第三号及び第九号」を「同項第三号、第四号及び第十号」に改める。

附則第十条を附則第十四条とし、附則第三条から第九条までを四条ずつ繰り下げる。

附則第二条の前の見出しを削り、同条を附則第六条とし、同条の前に見出しとして「（経過措置）」を付する。

附則第一条の次に次の見出し及び四条を加える。

（保育所の職員の配置に係る特例）

第二条 第四十六条第二項に規定する保育士の数については、当分の間、同項ただし書の規定を適用しないことができる。この場合において、同項本文の規定により必要な保育士の数が一人となるときは、当該保育士に加えて、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置かなければならない。

第三条 第四十六条第二項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第四条第二項の普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。

第四条 一日につき八時間を超えて開所する保育所において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該保育所に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第四十六条第二項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、知事が保育士と同等の

知識及び経験を有すると認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲内で、保育士とみなすことができる。

第五条 前二条の規定を適用するときは、保育士（法第十八条の十八第一項の登録を受けた者をいい、前二条又は附則第九条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前二条の規定の適用がないものとした場合の第四十六条第二項の規定により算定されるものをいう。）の三分の二以上、置かなければならない。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年六月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第五十二号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例（平成二十六年岡山県条例第七十一号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び四項を加える。

（幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る特例）

8 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、第五条第三項本文の規定により必要となる園児の教育及び保育に直接従事する職員（以下「教育保育従事職員」という。）の数が一人となる場合には、当分の間、同項の規定により置かなければならない教育保育従事職員のうち一人は、同項の表備考一の規定にかかわらず、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者として置かなることができる。

9 第五条第三項の表備考一に規定する者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭又は養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。）をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

10 一日につき八時間を超えて開所する幼保連携型認定こども園において、開所時間を通じて必要となる教育保育従事職員の総数が利用定員に応じて置かなければならない教育保育従事職員の数を超える場合における第五条第三項の表備考一に規定する者については、当分の間、開所時間を通じて

必要となる教育保育従事職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない教育保育従事職員の数を差し引いて得た数の範囲内で、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

11 前二項の規定により第五条第三項の表備考一に規定する者を小学校教諭等免許状所持者又は知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者並びに知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者の総数は、同項の規定により置かなければならない教育保育従事職員の数の三分の一を超えてはならない。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

岡山県公営企業条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年六月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第五十三号

岡山県公営企業条例の一部を改正する条例

岡山県公営企業条例（昭和四十一年岡山県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。
第五条第一項中「一般の需要に応じ、電気を供給する電気事業者」を「供給先」に改める。
別表の一の表中「第五条第一項に規定する電気事業者」を「管理者が適当と認めるもの」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

◎ 岡山県税条例等の一部を改正する条例について

地方税法の一部改正等に鑑み、法人の県民税について法人税割の税率を引き下げるとともに、法人の事業税の税率の特例を廃止する等所要の改正を行うものである。

◎ 地方活力向上地域における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例について

地域再生法の一部改正に伴い、規定の整備を行ったものである。

◎ 岡山県議会の議員及び岡山県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例について

公職選挙法施行令の一部改正に鑑み、国政選挙に準じて岡山県議会の議員及び岡山県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に係る公費負担の限度額を引き上げる等所要の改正を行ったものである。

◎ 岡山県民生委員の定数に関する条例の一部を改正する条例について

市町村長の意見等に鑑み、市町村の区域ごとの民生委員の定数を改めるものである。

◎ 医療法に基づく病院及び診療所の人員及び施設等の基準を定める条例の一部を改正する条例について

医療法施行規則の一部改正に伴い、規定の整備を行ったものである。

◎ 旅館業法施行条例の一部を改正する条例について

旅館業法施行令の一部改正に鑑み、簡易宿所営業の施設の構造設備の基準から、階層式寝台を有しない十平方メートル未満の客室を設ける場合における基準を除くこととする等所要の改正を行ったものである。

◎ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例について

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、職員の配置の基準の特例を定める等所要の改正を行ったものである。

◎ 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、保育所の職員の配置の基準の特例を定める等所要の改正を行ったものである。

◎ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、職員の配置の基準の特例を定めたものである。

◎ 岡山県公営企業条例の一部を改正する条例について

電気事業法の一部改正に鑑み、電気の供給先を一般の需要に応じ電気を供給する電気事業者から管理者が適当と認めるものに改める等所要の改正を行ったものである。